

神栖市条例第16号

「(仮称) 防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直し賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、「(仮称) 防災アリーナ整備事業」(以下「防災アリーナ計画」とする)に係る規模の見直しについて、市民の賛成又は反対の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、「防災アリーナ計画」の規模の見直しについて、市民の賛成又は反対の意思を表明する住民投票(以下「住民投票」という)を行う。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は神栖市長(以下「市長」という)が執行する。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に係る事務を、神栖市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という)に委任する。

(住民投票の期日)

第4条 投票の期日(以下「投票日」という)は、この条例の施行日から起算して60日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の16日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、通知をうけたときは投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という)は、投票日において、選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者とする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は、1人1票とする。

2 住民投票の投票資格者は、「防災アリーナ計画」に係る規模の見直しについて、賛成のときは○、反対のときは×の記号を投票用紙に自ら記載して投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票所における投票及び期日前投票)

第7条 投票資格者は投票日に自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票資格者は期日前投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 住民投票において次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の表記を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○又は×の記号と判別し難いもの
- (5) ○又は×の記号の両方を記載したもの
- (6) 何も記載していないもの

(情報の提供)

第10条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事業についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(住民投票運動)

第11条 住民投票に関する運動（住民投票事項に対し賛成又は反対の意思を表明する運動、投票を呼び掛ける運動をいう）は、自由に行うことができる。但し、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第12条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、同法施行令、同法施行規則の規定の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、住民投票によって投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要事項は、選挙管理委員会
が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。